

C2－2026－政治・国際・人文

専門（記述式）試験問題

注 意 事 項

1. 問題は**9科目（14題、29ページ）**あり、この問題集の**裏表紙**にコース別構成の詳細が記載されていますので、解答開始前によく読んでおいてください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄の記入については、裏表紙で確認してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	政治・国際・人文		

指示があるまで中を開いてはいけません。

.....

途中で退室する場合……………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

政治学、行政学、憲法、国際関係 A、国際関係 B、国際法、公共政策 A、公共政策 B はコース A の問題です。

コース A を選択した場合は、これらの問題から、**任意の 2 題を選択して解答**してください。

著作権の関係のため、掲載できません。

以上を踏まえて、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 議院内閣制をとる日本国憲法下の日本と大統領制をとるアメリカ合衆国のそれぞれにおける立法府と行政府（執行府）との関係を、二院制の仕組みも含めて比較しなさい。その際、憲法上の制度に注目するだけでなく、実際の政治過程における二つの権力相互の関係についても具体例を挙げながら分析しなさい。
- (2) 「政治の司法化」や「司法の政治化」と呼ばれる現象について、具体例を挙げながら多角的に検討しなさい。

国が作成・決定した政策を地域において実施するための方法としては、国の行政機関の地方支分部局（いわゆる出先機関）による実施、地方公共団体を通じた実施、独立行政法人等を通じた実施、民間部門への委託を通じた実施等様々なものがある。現代国家は、これらの方法を組み合わせて政策を実施しているが、どの方法にどの程度の比重を置いて政策を実施するかは、国、時代、分野ごとに多様である。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 国が作成・決定した政策を地域において実施する方法について、我が国の特徴を明らかにした上で、その特徴を前提として、国（中央政府）と地方公共団体（地方政府）の関係を二つの軸で分類したモデルについて説明しなさい。

- (2) 政策を地域において実施する役割を担うのは、その方法に応じて、国家公務員や地方公務員、独立行政法人職員等多様である。これらの職員のうち、国民・住民等に直接対面して政策実施を担う職員について、その課業環境や行動特性を説明した理論を紹介しなさい。また、我が国の地方公務員の例を一つ取り上げ、上記の理論に即して、その課業環境や行動特性を具体的に論述しなさい。

憲法

次の架空の事例について、以下の設問(1)及び(2)に答えなさい。

[事例]

平成 29 年に制定された住宅宿泊事業法は、国内外からの観光客の増加を背景に、旅館業法に規定する営業者以外の者が年間 180 日以内に限って宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業を、民泊として制度化した。これにより、旅館業法に基づく営業許可を受けずとも、原則として一定の消防用設備等の設置等を行うことで、都道府県知事等への届出により民泊の営業ができるようになるとともに、住居専用地域（都市計画法に基づき住環境を守るために指定された地域であり、当該地域内では宿泊施設などを含めた商業施設の建設・営業が原則として制限される。）での営業も可能となった。

民泊は、大手の民泊仲介サイトの登場により、国内外から簡単に予約できる比較的安価な宿泊施設として旅行者やビジネス客の支持を得たが、同時に、種々の問題も指摘されるようになった。

民泊問題に関心のある超党派の国会議員が調査したところ、主な問題として、次の事実が確認された。

事実 1

違法民泊（闇民泊）の存在。旅館業法上の許可、住宅宿泊事業法上の届出のいずれの手続もとることなく、行政の監督を受けずに無断で実施している民泊サービスが実態として多数存在する。違法民泊は、違法な目的で利用される事例も確認されるほか、利用者にとって衛生上、安全上の危険がある。

事実 2

周辺住民とのトラブル。違法民泊はもとより、合法的な民泊においても、騒音、ゴミ出しへの苦情を中心に、周辺住民とのトラブルが数多く発生しており、それには、住民の平穏な生活に深刻な影響を与える事例も含まれている。これらは、住居専用地域内での民泊において顕著である。

これらの問題に対処するために、超党派の国会議員は勉強会を立ち上げ、次のような制度改正骨子案（以下「骨子案」という。）を作成した。

骨子案 1

違法民泊については、刑罰を厳格化するとともに、徹底してこれを取り締まる。

骨子案 2

良好な住環境を維持・回復するため、住居専用地域内においては民泊の営業を禁止する。既に認定されている事業者については、制度改正後 5 年に限り、従前の条件で営業できるものとする。

骨子案 3

住居専用地域外における民泊については、届出制から許可制に切り替えるとともに、騒音やゴミ出し等による周辺住民とのトラブルに適切に対処できない等の事態に対して点数制度を採用し、

違反点が一定程度累積した事業者については、都道府県知事等が営業停止命令や許可の取消しを行うこととする。

- (1) 住居専用地域外において新たに民泊を経営しようと考えている A は、以下のような理由で、周辺住民とのトラブル防止に当たって自身がコントロールできることには限界があると考えていることから、骨子案 3 に反対である。

- ・民泊利用者は、基本的に仲介業者を経由して宿泊の契約を締結するため、民泊事業者が事前に民泊利用者を審査するようなことは現実的ではない。
- ・周辺住民についても、民泊事業者は民泊施設の周辺にどのような住民が居住するかをコントロールすることはできない。

A の意見を踏まえて、骨子案 3 に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

- (2) 住居専用地域内において自宅を活用して民泊を営んでいる B は、民泊としての付加価値を高めるために相当程度の資金を使って当該自宅を改装した。しかし、骨子案 2 では、5 年後には住居専用地域内における民泊営業ができなくなるため、投下した資金を回収できず、著しい経済的損失を被る。このため B は、自宅改装費用を補償してほしいと考えている。なお、骨子案 2 にはこれを補償する項目がない。

B の考えを踏まえて、骨子案 2 に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

(参考)

○ 憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

国際関係 A

地球環境問題は、戦争や人権侵害などの問題を直接に伴う課題ではないものの、自然界だけでなく、人類にもパンデミックを含む多大な影響を及ぼすことへの懸念がもたれてきた。1962年に発表されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』は、有害化学物質による環境汚染の危険性を訴え、地球環境問題への世論の関心を高めた。その後、地球環境に関わる様々な課題に対して国際的な取組が行われてきたことはよく知られているところである。

環境に関わるグローバル・ガバナンスにおいて最も象徴的な課題となってきたのが、気候変動の防止である。地球温暖化問題とも表現されてきたこの問題は、1985年にオーストリアで各国の政府関係者や科学者によって開催されたフィラハ会議を契機として広く知られるようになった。しかし、気候変動問題に関して、その後の取組が順調に進んでいるかに関しては様々な評価がある。

そこで、国際関係論の文脈において、①環境問題として議論されてきた課題が抱える特徴を明らかにした上で、②これまで環境問題としての対処が求められてきた課題を二つ以上例示しなさい。

そして、③気候変動防止に関わる国際的な取組の経緯と課題を明らかにすることを通じて、これまでの気候変動ガバナンスを評価しなさい。

国際関係 B

次の英文は、米国の国際政治学者 J.S.ナイが数年前に発表した論文の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。

- (1) この英文の大意と論点を、本文中で使用される用語を用いながら説明しなさい。
- (2) (1)を踏まえ、いわゆるリベラルな国際秩序を構成する国際通商・貿易体制の形成と発展、そして変容の歴史（1941 年～2001 年）を論じなさい。その際、次の四つの時代（①1940 年代、②1970 年代前半、③1980 年代後半、④1990 年代以降）に分けて、それぞれの時代における重要な国際政治・経済的出来事と適切に関連付けること。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

国際法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。

[事例]

A国、B国、C国及びD国は国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「ローマ規程」という。）当事国、X国はローマ規程非当事国である。また、これらの国はいずれも外交関係に関するウィーン条約当事国でもある。

A国とX国との間で生じた武力紛争においてX国軍隊により戦争犯罪がなされているとの批判が国際的に高まり、A国及びB国が国際刑事裁判所（ICC）に事態の付託を行った。ICC 検察官は捜査の開始を決定し、捜査により得られた情報に基づいてX国の首相Pに対して戦争犯罪の嫌疑で逮捕状を請求し、予審裁判部は、当該行為がA国内でなされたとみられる（ローマ規程第12条第2項）と述べ、逮捕状を発付した。これに対し、X国政府は、「我が国はローマ規程に拘束されないため、本件逮捕状発付は国際法に反する。」との声明を発した。

逮捕状発付後、Pは国際会議出席のためにC国を訪問した。ICCはC国に対しPの逮捕とICCへの引渡しを要求した（ローマ規程第89条第1項）が、C国政府は、ローマ規程第98条第1項を援用してPの逮捕と引渡しとを拒否した。Pは国際会議終了後、X国に帰国した。

翌月、Pは別の国際会議出席のためにD国を訪問した。ICCの同旨の要求に対し、D国首相QはC国政府と同様の主張をして拒否したが、ICCからの協力請求を受けてD国国内法に基づきD国国内裁判所で審査がなされたところ、同裁判所はPをICCに引き渡すべきとの決定を行った。D国政府は、「司法権の独立を尊重する民主主義国家である我が国の政府としては、裁判所の決定に従うほかない。」との声明を発し、Pの出国を禁じた。

X国政府は、これを受け、X国駐^{ちゅうさつ} 筈D国大使Rにつき、大使公邸からの外出を禁じる措置を執った。同時に、「D国がPをICCに引き渡さないことを確約し、Pの出国禁止を解除するならば、Rに対する外出禁止の対抗措置を直ちに解除する。」との声明を発した。

- (1) 「本件逮捕状発付は国際法に反する。」とのX国の主張は国際法上適切か論じなさい。
- (2) C国によるPの逮捕及びICCへの引渡しの拒否はローマ規程上合法か論じなさい。
- (3) X国によるRの外出禁止措置は国際法上合法か論じなさい。

(参考)

○ 国際刑事裁判所に関するローマ規程

第1条 (裁判所)

この規程により国際刑事裁判所（以下「裁判所」という。）を設立する。（以下略）

第12条 (管轄権を行使する前提条件)

1 (略)

2 裁判所は、(中略) 次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国である (中略) ときは、その管轄権を行使することができる。

(a) 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国

(b) 犯罪の被疑者の国籍国

3 (略)

第27条 (公的資格の無関係)

1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。

2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。

第89条 (裁判所への人の引渡し)

1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を (中略) 当該者がその領域に所在するとみられる国に対して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従って逮捕及び引渡しの請求に応ずる。

2～4 (略)

第98条 (免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力)

1 裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない。

2 (略)

○ 外交関係に関するウィーン条約

第29条 外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。接受国は、相応な敬意をもつて外交官を待遇し、かつ、外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない。

公共政策 A

以下の設問は、現代社会における公共政策の立案を考える上で、AI（人工知能：Artificial Intelligence）利用の可能性とそれに付随する課題について検討するものである。参考情報を参照しつつ、それぞれの設問に答えなさい。

- (1) 参考情報 1 から、個人における生成 AI 利用に関する状況について、また、参考情報 2 から、企業における生成 AI の活用方針策定状況について、日本について確認できる事実を、国際比較を踏まえて、それぞれ二つ指摘しなさい。

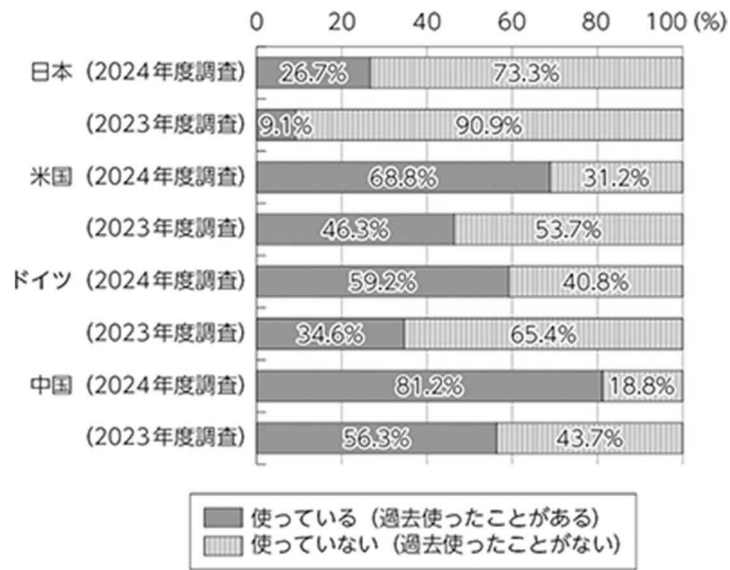
(注)生成 AI とは、文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI のことを指す。

- (2) 公共政策論における政策決定の在り方を説明する代表的な考え方として、「合理的意思決定モデル」と「インクリメンタリズム（増分主義）」を挙げることができる。これらの考え方の違いについて説明しなさい。

- (3) 日本の AI リスク対応に関する政府の検討状況を整理した参考情報 3 を基に、以下の設問に答えなさい。

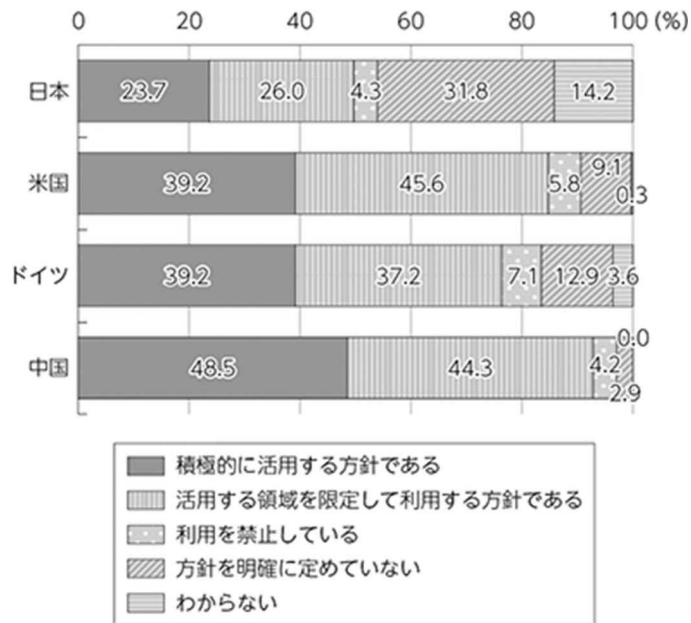
- ① 参考情報 4 は、日本における AI に関する個人のリスク認識を示している。情報漏洩、フェイク、差別の助長、情報の正確性、画一化などへの高い懸念が示されているが、こうした社会環境状況が政策形成においてどのような制約となるのかを説明しなさい。
- ② AI 政策対応においては、政府の「AI 戦略会議・AI 制度研究会」が指摘したように、「法令とガイドライン等の適切な組合せ」が基本的な考え方となっている。
 - (i) まず、ガイドラインなどの「非拘束的なソフトロー」が持つ政策手段としてのメリットとデメリットについてそれぞれ二つ挙げて説明しなさい。
 - (ii) また、参考情報 5 で具体的に例示される「ハルシネーション」などの AI がもたらすリスクに対して、なぜ複数の政策手段を組み合わせたアプローチが求められるのかを説明しなさい。

参考情報 1：個人の生成 AI サービス利用経験（国別）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 2：企業における生成 AI の活用方針策定状況（国別）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 3：日本の AI 政策の検討状況

日本の政府は、「AI 戦略 2022」や「人間中心の AI 社会原則」などを定め、AI に対する基本戦略・基本理念を示してきたが、AI 技術の急激な変化や国際的な議論を踏まえて、2023 年 5 月に有識者による「AI 戦略会議」を立ち上げ、その対応について集中的に議論を行ってきた。

その後、総務省及び経済産業省は、この「AI 戦略会議」で取りまとめられた「AI に関する暫定的な論点整理」（2023 年 5 月）を踏まえ、2024 年 4 月に「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」の策定・公表を行った。

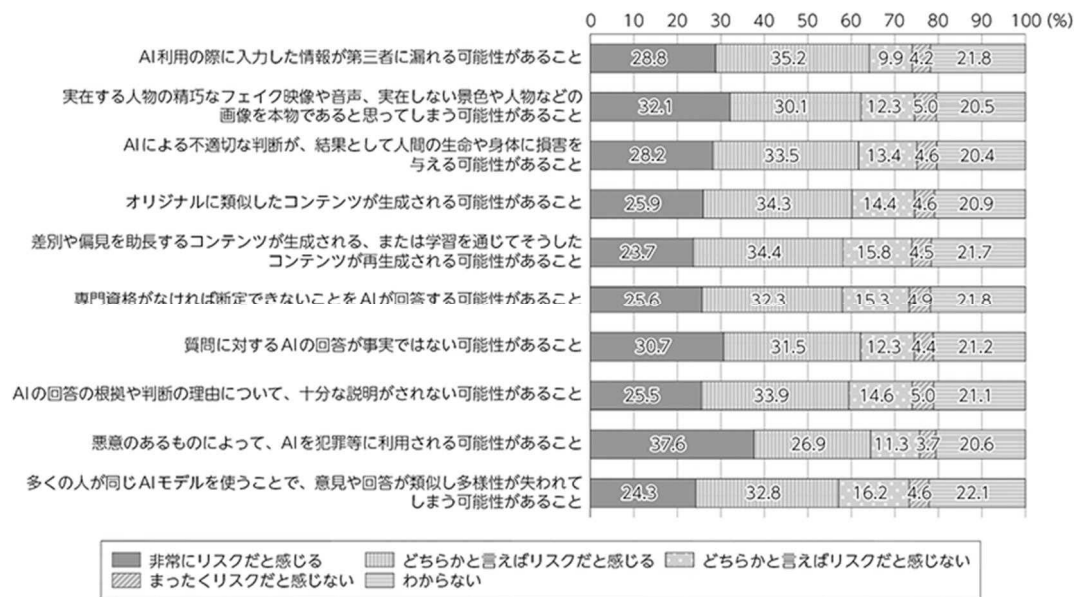
これに関して、同年 11 月には、時点更新（第 1.01 版）、2025 年 3 月には、国内外の最新動向を踏まえた更新（第 1.1 版）を行っている。ここでは、AI 事業活動を担う主体を、データ収集やモデル学習をする AI システムを開発する「AI 開発者」、開発された AI システムをアプリケーションや製品、既存システム、ビジネスプロセスに組み込みサービスとして提供する「AI 提供者」、AI システムや AI サービスを利用する企業などの「AI 利用者」の三つに大別し整理した上で、AI に関係する者が、国際的な動向及びステークホルダーの懸念を踏まえた AI のリスクを正しく認識し、必要となる対策を AI のライフサイクル全体で自主的に実行できるように後押しし、イノベーションの促進及びそのライフサイクルにわたるリスクの緩和を両立する枠組みを関係者と連携しながら積極的に共創していくことを目指すことが示された。

また、「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」においても、「AI やデータの高度利用によってサイバー空間のみならずフィジカル空間への作用が増大しつつある中、政府は、AI がもたらす社会的リスクの低減を図るとともに AI のイノベーション及び活用を促すべく、非拘束的なソフトローによって目的達成に導くゴールベースの考え方で「AI 事業者ガイドライン」を取りまとめた。他方、リスクが顕在化し事故が発生した際の民事責任の在り方については、《中略》裁判例や統一的な見解がなく、責任の所在が不明瞭であることがシステムの導入や開発を躊躇させる一因となっている」ことが問題意識として示され、利活用に伴うリスク対応が検討されている。

国内外の AI に関するルール整備が進む中で、2024 年 8 月には、「AI 戦略会議」の下で、「第 1 回 AI 制度研究会」が開催され、2025 年 2 月にはその「中間とりまとめ」が行われ、イノベーションを促進しつつリスクに対応するために、法令とガイドライン等の適切な組合せが基本的な考え方として示されている。これを踏まえた「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和 7 年法律第 53 号、AI 法）が、2025 年 5 月に成立し、同年 9 月に「人工知能（AI）戦略本部」の設置に係る規定等も含め、全面施行された。また、これを踏まえて、2025 年 12 月 23 日、政府は初めての「AI 基本計画」を閣議決定した。

（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」、経済産業省「AI 事業者ガイドライン」、「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会の開催について」、内閣府ホームページ(令和 8 年 1 月時点)を基に作成

参考情報４：AI 利用リスクに関する個人の考え方（日本）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 5 : AI のもたらし得るリスクの例に関する整理

AIのもたらし得る リスクの例	具体事例・想定ケース	主要法令等
AIへの秘密情報の入力	外部のAIサービスに企業の秘密 情報を入力し情報が漏洩	不正競争防止法、民法（契約） ※ 2024年2月「秘密情報の保護ハンドブック」にお いてAI利用時の留意点を整理（経済産業省）
AIの開発・学習及び生成・ 利用の過程での他者の著 作権の侵害	特定の漫画・アニメのキャラクター 等のイラストに類似した画像を生 成する目的での学習や、そうしたイ ラストに類似する画像の生成・利 用	著作権法 ※ 2024年3月「AIと著作権に関する考え方につ いて」を公表し、解釈を明確化（文化庁）
AIの開発・利用の過程で の他者の産業財産権の侵 害	他者の登録商標を学習して、登 録商標と同一又は類似の商標を 作成し、その指定商品・役務と同 一又は類似の商品・役務について 使用	意匠法、商標法 ※ 2024年5月「AI時代の知的財産権検討会中間 とりまとめ」を公表し、法的ルールの考え方を整理 （AI時代の知的財産権検討会）
AIの開発・利用の過程で のプライバシー侵害・個人 情報保護違反	本人の同意なしに個人情報を含 むデータをAI学習に利用	憲法（プライバシー権、パブリシティ権）、個人情報 保護法 ※ 2024年6月「個人情報保護法 いわゆる3年ご との見直しに係る検討の中間整理」を公表し、AI 利用時の論点を整理（個人情報保護委員会）
AI搭載製品の誤作動	自動運転車が誤作動により生命・ 身体の安全に影響	道路運送車両法、薬機法、労働安全衛生法、民 法（不法行為等）、製造物責任法、自動車損害 賠償保障法、国家賠償法
ディープフェイク（AIで合成 した肖像・声等の悪用）	本人の同意なしに個人の画像をポ ルノその他の性的な画像に合成し 拡散する行為や、AIにより有名 人・知人になりすました音声通話 による詐欺	民法（人格権・不法行為）、刑法（脅迫罪、名誉 毀損罪、わいせつ物頒布等罪、詐欺罪、偽計業務 妨害罪等）、児童ポルノ禁止法、情報流通プラッ トフォーム対処法（権利侵害情報）
バイアス（差別・偏見）の 助長	不適切なAIによる採用や退職に 関する判断、人事評価の実施	ヘイトスピーチ解消法、労働関係法令、民法、個人 情報保護法、障害者差別解消法、部落差別解消 法
偽・誤情報による情報操 作	立候補者に関する偽情報をAIで 作成し、SNS等で拡散し選挙を 妨害	民法（人格権・不法行為）、刑法（名誉毀損 罪）、行政法規、公職選挙法、情報流通プラッ トフォーム対処法（権利侵害情報）
国民の権利利益の侵害	AIの誤った判断で個人が行政 サービスを受けられない等不利益 を被る可能性	憲法（適正手続）、行政手続法
ウィルスの作成等のサイ バー攻撃	生成AIを悪用しコンピュータウィ ルスを作成	刑法（不正指令電磁的記録に関する罪）、不正ア クセス禁止法
ハルシネーション（AIが虚 偽の情報を作成）	生成AIが虚偽の情報を作成し利 用者を誤解させる	民法（不法行為、契約）
環境負荷の増大	AI開発過程での電力需要等の増 大に伴うCO2排出量増大	地球温暖化対策の推進に関する法律
人間とAIの負の相互作用	AIとの対話にのめり込んだ人が人 生に悲観して自殺	自殺対策基本法
AGIが制御不能になる懸 念	人間がAGIを制御不能になり社 会混乱を引き起こす可能性	なし

（出典）AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」より一部編集

公共政策 B

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、水産物の安定供給を確保するためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。漁業生産量の減少には、海洋環境の変化や外国漁船の操業活発化など様々な要因が関係しているものの、適切な管理によって資源水準を維持できていれば、防止又は緩和できたと考えられる側面も少なくない。

漁業資源管理について、参考情報 1、2、3 を参照しつつ、以下の設問(1)～(5)に答えなさい。

- (1) 再生可能資源である水産資源に関して、漁場について誰もが自由に利用できるオープン・アクセスの状態では過剰利用が発生し、資源水準は社会的に望ましい水準から乖離することが知られている。

参考情報 1 に示した模式図を参照し、社会的に見て望ましい資源水準とはどのようなものかを明確にした上で、「オープン・アクセスの状態では漁業資源の過剰利用が発生する」という主張をミクロ経済学的観点から説明しなさい。

- (2) 資源管理手法の法的・制度的な性質については、国や地方公共団体が法令等に基づいて実施する公的な規制（トップダウンアプローチ）と、漁業者自らが発案して実施する自主的な取組（ボトムアップアプローチ）に類別することができる。日本の内水面・沿岸漁業では、漁業協同組合（漁協）に漁業権を免許した上で、ボトムアップアプローチとして、漁業者自身がルールを決めて資源を管理するという方法が採られてきた。

参考情報 2 を踏まえ、トップダウンアプローチと比較した漁協主体の自主的管理が持つメリットについて、少なくとも二つを取り上げて経済学的観点から論じなさい。

- (3) 沖合・遠洋漁業における従来の漁獲管理は、投入量規制と技術的規制によるものが主体であった（参考情報 2）が、これらの規制はいずれも漁獲管理の入口規制にすぎず、必ずしも有効な規制ではなかった可能性が指摘されている。

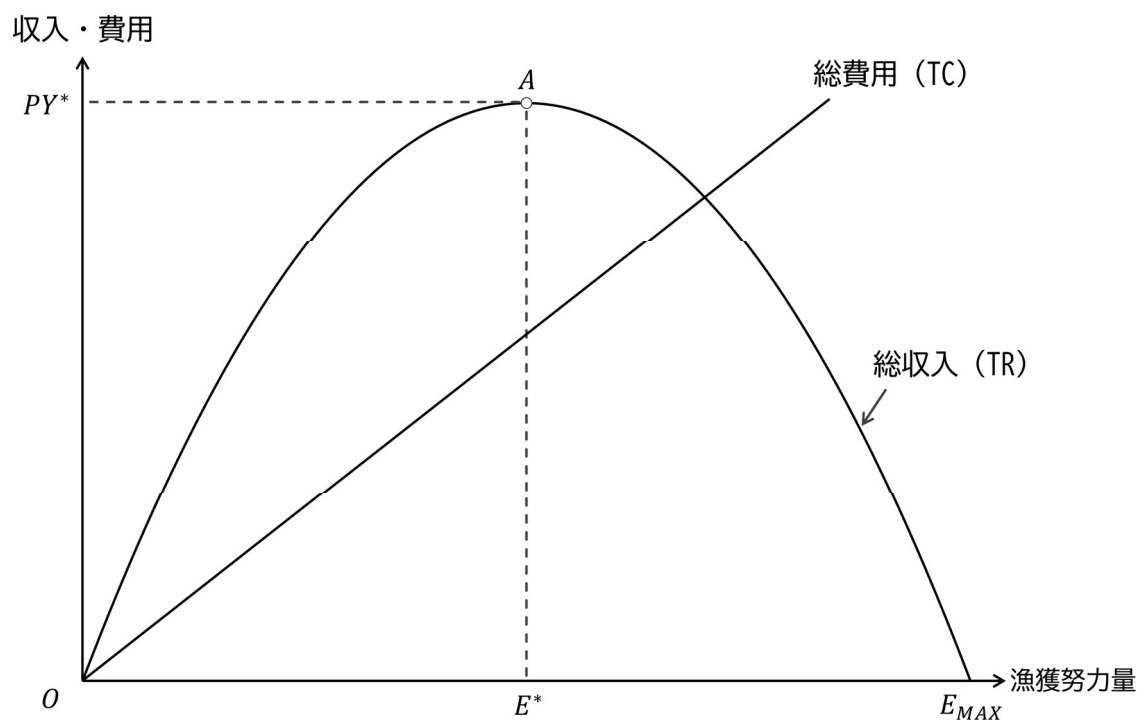
これらの規制が有効に働かなかった理由について、漁獲技術の進歩と漁業者の経済合理的行動という観点からそれぞれ説明しなさい。

- (4) 入口規制の限界を踏まえ、平成 30（2018）年には漁業法が抜本的に改正され、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、資源管理の目標達成のための手法は漁獲可能量（TAC: Total Allowable Catch）管理を基本とすることとされた。参考情報 3 は、TAC 管理の手法をまとめたものである。

TAC 管理の意義を説明した上で、非個別割当方式の問題点を論じなさい。

- (5) 諸外国では、譲渡性個別割当（ITQ: Individual Transferable Quota）方式が導入されている。参考情報 3 を踏まえて、譲渡性個別割当方式のメリットと導入に向けた課題について論じなさい。

参考情報 1 漁獲努力量と漁獲収入・費用の関係

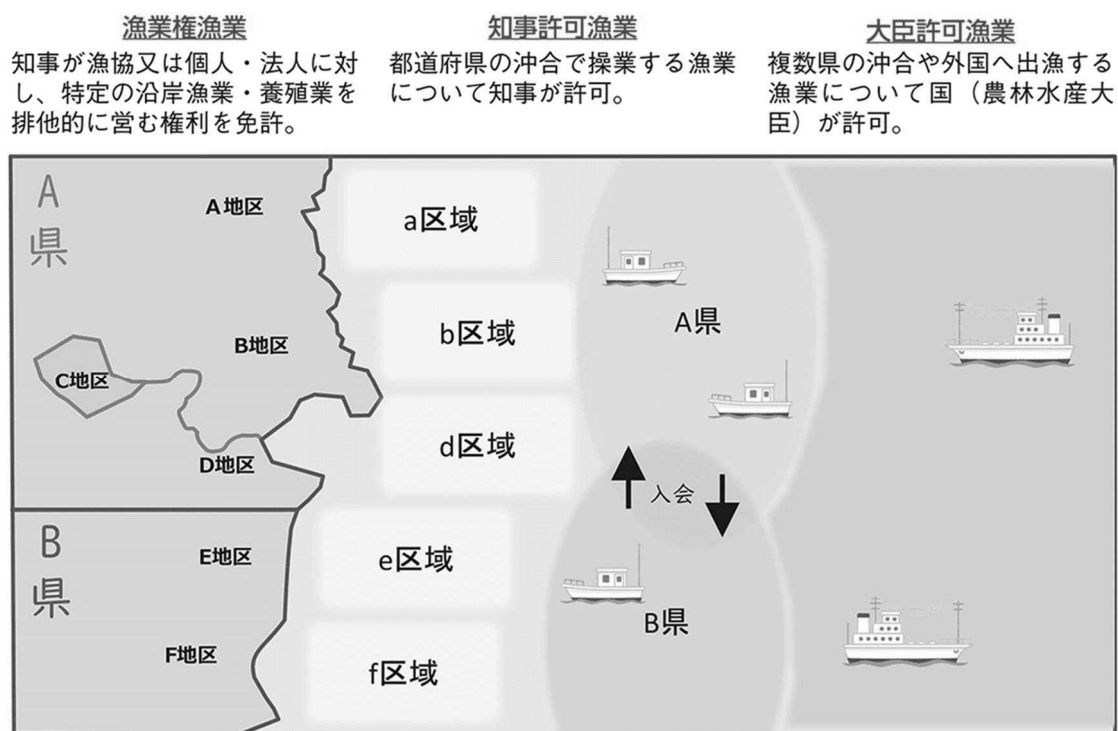


上の図は、特定の漁場における漁獲努力量（漁船の数、漁獲労働時間など）と漁獲収入（TR）及び漁獲費用（TC）の関係を模式的に示したものである。

漁獲費用は漁獲努力量に比例して増加し、原点を通る直線で示される。一方、魚の価格を P で一定としたとき、漁獲収入は価格と総漁獲量 Y の積で表せる。

図では、漁獲収入が上に凸の曲線となっている。これは、漁獲努力量が少ない場合には、追加的な漁獲努力（漁船数の増加等）によって総漁獲量が増加する一方、一定以上の漁獲努力水準では乱獲によって個体数が減少し、結果として総漁獲量が減少することによる。また、図の点 A で、総漁獲量が最大となっている。

参考情報 2 漁業権制度及び漁業許可制度の概念図



（出典）水産庁「令和6年度水産白書」（図表3－6）より一部改変

沿岸の定着性の高い資源を対象とした採貝・採藻等の漁業、一定の海面を占有して営まれる定置漁業や養殖業、内水面漁業等については、都道府県知事が漁協やその他の法人等に漁業権を免許する。他方、より漁船規模が大きく、広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、資源に与える影響が大きく、他の地域や他の漁業種類との調整が必要となる場合もあることから、農林水産大臣又は都道府県知事による許可制度が設けられている。この許可に際しては、漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を調整する投入量規制（インプットコントロール）、さらには、漁船設備や漁具の仕様等を規制することによって漁獲圧力を調整等する技術的規制（テクニカルコントロール）などを定めることによって資源管理を行っている。

参考情報3 TAC管理の手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当（I Q）方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当（I T Q）方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

（出典）水産庁「漁業法等の一部を改正する等の法律案 参考資料」より作成

思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術BはコースBの問題です。

コースBを選択した場合は、これらの問題から、**任意の2題を選択して解答**してください。

思想・哲学 A

困っている人を助けることは、一般に、道徳的な意味で善いことであるとされている。このことについて、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 困っている人を助けることは、本当に道徳的な意味で善いことであるのか。具体的な事例にも言及しつつ、道徳に関する二つの異なった理論や思想に基づいて論じなさい。
- (2) (1)の解答を踏まえて、あなたは「困っている人を助けること」についてどう考えるか。具体的な事例（(1)で挙げた事例と同じものでもよい）にも言及しつつ、あなた自身の考えを論じなさい。

以下の文章(ア)(イ)は、中世ヨーロッパの哲学者であるトマス・アキナスが著した『神学大全』の一節である（一部省略又は変更している箇所がある。）。トマスは、(ア)で挙げられた問いの一つ一つについて、様々な異論を挙げてから自らの答えを提示し、それらの異論を論駁している。(イ)は第一の問いに対するトマスの答えである。これについて、次の設問(1)、(2)に答えなさい。なお、トマスは第四の問いに対して「意志と同じ能力である」と答えている。

- (1) 文章(イ)の内容を要約しなさい。
- (2) 文章(イ)で問題とされている事柄に関して、あなたはどうか考えるか。この問題に関連する既存の見解にも触れつつ、あなた自身の考えを論じなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

歴史学 A

次の文章は、松沢裕作『歴史学はこう考える』（2024 年）の中から、第一章「歴史家にとって「史料」とは何か」の一部を抜粋したものである（一部省略又は変更している箇所がある。）。これを踏まえ、以下の設問（1）、（2）に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 下線部(A)のように、元来、史料は過去の人々が何らかの目的をもって作成した記録であった。目的の中には、権利の証明や先例の参照も含まれるが、必ずしもそれに限られない。こうした点を踏まえた上で、具体的な史料（史料群）を任意に選び、それが作成された事情と現在に伝わった背景について、それぞれ具体的に述べなさい。
- (2) 下線部(B)に関して、史料（史料群）の目的は作成者と使用者の間で異なるため、使用者は「記録の目的外使用」を行うことになる。史料（史料群）の使用者は、これらを扱う際にいかなる点に留意する必要があるのか、(1) で取り上げた事例に言及しつつ論じなさい。

近年、文化財の返還をめぐる議論が各地で相次いでいる。関連する次の文章（一部省略又は変更している箇所がある。）を読み、以下の設問（1）、（2）に答えなさい。なお、（1）及び（2）を一つにまとめて解答してもよい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) この文章で扱われているような、文化財の返還をめぐる論争が起きている任意の事例を一つ取り上げて、その歴史的な背景を説明しなさい。その際、該当する文化財の概要にも言及すること。
- (2) (1)で取り上げた文化財の帰属をめぐり、何が問題となっているのかを論じなさい。その際、この問題をめぐる複数の論点や解決法について言及しつつ、文化財の帰属をめぐる問題を、「壁」ではなく「橋」とする方法について、あなたの考えを述べなさい。

文学・芸術 A

文学・芸術の分野において、戦争及び平和は何をもたらしたのであろうか。文学・芸術の作品を対象として、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 第二次世界大戦が文学・芸術に与えた影響について、具体的な作品を二つ挙げて論じなさい。
二つの事例については、文学から二つ又は芸術から二つであっても、文学と芸術から一つずつであってもよい。なお、二つの作品は、別の文学者・芸術家によるものとする。
- (2) 文学作品の創作や芸術作品の制作に、同時代社会における戦争や革命などの動乱と政治的に安定している平和がどのような作用を及ぼすのか、任意に選択した二つの事例（(1)で挙げた事例を除く。）を比較しながら論じなさい。二つの事例については、文学から二つ又は芸術から二つであっても、文学と芸術から一つずつであってもよい。なお、論述には、以下の三点の引用（印刷の都合上、漢字を変更している箇所がある。）のうち二点以上についての言及を含むこと。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

文学・芸術 B

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 文学と芸術が一つの作品において、融合していたり、深く関わりを持っていたりする事例を二つ挙げて、それら表象の間に存在する関係性について、二例共に論じなさい。
- (2) 文学・芸術における、創作・制作当時の受容環境と、現代の受容環境の違いについて、任意に選択した二つの事例（(1)で挙げた事例を除く。）を比較しながら論じなさい。二つの事例については、文学から二つ又は芸術から二つであっても、文学と芸術から一つずつであってもよい。なお、論述には、以下の三点の引用（印刷の都合上、漢字を変更している箇所がある。）のうち二点以上についての言及を含むこと。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

コース別構成の詳細

コース	問題構成	ページ
コース A (政治・国際系)	政治学、行政学、憲法、国際関係 A、国際関係 B、 国際法、公共政策 A、公共政策 B から任意の 2 題を 選択して解答	1～19
コース B (人文系)	思想・哲学 A、思想・哲学 B、歴史学 A、歴史学 B、 文学・芸術 A、文学・芸術 B から任意の 2 題を選択 して解答	20～29

1. 解答方法

上表のコース(コース A、コース B)のうちいずれか一つを任意に選択し(専門(多肢選択式)試験で選択したコースと異なるコースを選択しても差し支えありません。)、**選択したコースで指定する方法に従って任意の 2 題を選んで**解答してください。

2. 答案用紙の記入について

問題番号欄には、以下の記入例を参考に、**選択したコースと解答した問題の別の二つを記入**してください。

○「コース A」を選択し、「政治学」を解答する場合の記入例

問 題 番 号 コース A 政治学

○「コース B」を選択し、「思想・哲学 A」を解答する場合の記入例

問 題 番 号 コース B 思想・哲学 A
